

ご遺族の皆様へ

～ このたびのご不幸、心よりおくやみ申し上げます ～

おくやみ手続のご案内

◆◆◆お手続の前に、まずこちらをご確認ください◆◆◆

手続は、落ち着いてからでも大丈夫です

ご葬儀が終わってからでないといけない手続もあります

高松市では、市民の方のご葬儀が終わってからの手続について、ワンストップで対応できるよう「おくやみ手続窓口」を開設しています。（おくやみ窓口を利用しないでご自身で手続することもできます。）



予約優先

1. 本庁の「おくやみ手続窓口」の利用を希望される場合はできるだけ予約を取ってお越しください。

・「おくやみ手続のご案内」（この用紙）と

「火葬許可証(埋火葬許可証)」をお手元にご準備のうえお電話ください。

・亡くなった方と、窓口に来られる方や相続人代表の方について
氏名・生年月日・住所・続柄・連絡先等の聞取りや、持ち物の案内などをいたしますので、お時間に余裕のある時に、ご連絡いただくようお願いします。

◎ 必要な持ち物は、挟み込みの別紙 **ご用意いただくもの** に記載しています。必ずご確認ください。

高松市役所1階 市民課 「おくやみ手続窓口」

087-839-2323 平日8時30分～17時(祝日、年末年始を除く)

予約なしで来られた場合は、待ち時間が発生します。状況によっては、直接ご自身で、手続の必要な部署を回っていただく案内をさせていただきます。

予約なしでご利用を希望される場合の窓口の最終受付時間は、**午後4時まで**です。

※下記の各総合センターでも、同様の手続ができます。(予約不要 受付は **午後4時** まで)

牟礼総合センター	牟礼町牟礼 302-1	087-845-2111
山田総合センター	川島本町 191-10	087-848-0165
仏生山総合センター	仏生山町甲 218-1	087-889-4907
香川総合センター	香川町川東上 1865-13	087-879-3211
勝賀総合センター	香西南町 476-1	087-882-7770
国分寺総合センター	国分寺町新居 1298	087-874-1111

総合センターでの手続についても、状況によっては待ち時間が発生する場合があります。

2. 予約の取れる日時で手続していただいて、問題ありません。

本庁のおくやみ手続窓口は、案内できる人数に限りがあるため、予約の方が優先となっています。

1～2週間程度先までは、予約が埋まっている場合があります。ご葬儀後、1か月程度経過してお手続いただいても大丈夫です。(期限が「2週間以内」などは目安です。それを過ぎても問題なく手続できますし、不利益などはありません。)

3. 戸籍に亡くなったことが反映されるまでには、死亡届の届出後、5日～数週間かかる場合があります。

【市役所での主な手続】

市民SC：市民サービスセンター

項目	内容	受付窓口（市外局番：087）	
		本庁舎	出先機関
■ 住民登録			
<input type="checkbox"/> 世帯主変更	世帯主が亡くなられ、15歳以上の世帯員が2人以上残された場合、手続が必要 期限：14日以内 ※外国人世帯の受付は市民課のみ	市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282	・総合センター ・支所 ・市民SC【取次】
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証、市民カード、住民基本台帳カードの返納	亡くなられた方がお持ちだった場合、返納手続が必要 期限：すみやかに	市民課 1階 5番窓口 ☎ 839-2282	・総合センター ・支所、出張所・市民SC※ ※（印鑑登録証・市民カード返納のみ）
■ 国民年金			
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求等	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金の請求手続が必要 期限：死亡一時金 2年以内 期限：遺族基礎年金・寡婦年金・未支給年金 5年以内	市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	・総合センター ・支所
■ 国民健康保険			
<input type="checkbox"/> ①葬祭費の支給申請	申請手続が必要 期限：葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保・高齢者医療課 1階 ①② 7番窓口 ③ 8番窓口 ④⑤ 10番窓口 ☎ 839-2311	・総合センター ・支所 ・出張所【取次】 （③・④の資格確認書、高齢受給者証を除く） ・市民SC【取次】 （③を除く）
<input type="checkbox"/> ②高額療養費等の申請	対象者は申請手続が必要 期限：2年以内		
<input type="checkbox"/> ③保険料の納付・還付	詳細は、対象者へ後日郵送で通知 期限：還付の時効2年		
<input type="checkbox"/> ④資格確認書等の返納	資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返納手続が必要 期限：14日以内		
<input type="checkbox"/> ⑤世帯主変更	亡くなられた方が世帯主の場合、手続が必要 ※同一世帯員以外の代理人が手続をする場合、委任状が必要 期限：14日以内		
■ 後期高齢者医療			
<input type="checkbox"/> ①葬祭費の支給申請	申請が必要 期限：葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保・高齢者医療課 1階 ①②③⑤ 9番窓口 ☎ 839-2315 ④ 8番窓口 ☎ 839-2311	【すべて取次】 ・総合センター ・支所 ・出張所 （④を除く） ・市民SC （④を除く） —
<input type="checkbox"/> ②高額療養費等の申請	対象者は申請手続が必要 期限：2年以内		
<input type="checkbox"/> ③後期高齢者医療資格確認書等の返納	資格確認書、特定疾病療養受療証の返納手続が必要 期限：すみやかに		
<input type="checkbox"/> ④保険料の納付・還付	詳細は、対象者へ後日郵送で通知 期限：還付の時効2年		
<input type="checkbox"/> ⑤送付先変更申請	保険料に関する通知書の送付先を変更する必要がある場合、手続が必要 期限：すみやかに		
■ 介護保険			
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等の返納	被保険者証、負担割合証、各種減免認定証の返納手続が必要 期限：すみやかに	介護保険課 1階 27、28番窓口 ☎ 839-2326	【すべて取次】 ・総合センター ・支所 ・出張所 ・市民SC 【還付は取次のみ】 ・総合センター・支所 —
<input type="checkbox"/> 高額介護（介護予防）サービス費、高額介護予防サービス相当費支給申請	対象者は、申請・受取先口座の変更手続が必要 期限：2年以内		
<input type="checkbox"/> 保険料の納付・還付	詳細は、対象者へ後日郵送で通知 期限：還付の時効2年		
<input type="checkbox"/> 送付先変更申請	送付先を変更する必要がある場合、手続が必要 期限：すみやかに		
<input type="checkbox"/> 認定申請取下書の届出	新たな認定が不要の場合、手続が必要 期限：すみやかに		
■ 障がい・高齢者			
<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の返納	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返納手続が必要 期限：すみやかに	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証の返納	返納手続が必要 期限：すみやかに		
<input type="checkbox"/> 障害者医療証、後期高齢障害者受給資格者証の返納等	医療証、資格者証の返納、未申請の償還払いがある場合、手続が必要 ※後期高齢受給者は、口座変更手続が必要 期限：すみやかに	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333 ※長寿福祉課の担当の場合もあります。	・総合センター ・支所 ・出張所【取次】※ ※後期高齢受給者の口座変更手続を除く

項目	内容	受付窓口（市外局番：087）	
		本庁舎	出先機関
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当等	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた場合、手続が必要 期限：すみやかに	障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333	—
<input type="checkbox"/> 障害児福祉金	障害児福祉金、在宅介護見舞金のサービスを受けていた、又は香川県心身障害者扶養共済制度の積立をしていた場合、手続が必要 期限：すみやかに	障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333 ※長寿福祉課の担当の場合もあります。	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 在宅障害者介護見舞金 ※			—
<input type="checkbox"/> 香川県心身障害者扶養共済制度の積立			—
<input type="checkbox"/> タクシー助成券の返還	タクシー助成、緊急通報装置の対象者だった場合、返還手続が必要 期限：すみやかに	・障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333	—
<input type="checkbox"/> 緊急通報装置の返還			
<input type="checkbox"/> 紙おむつの給付中止	紙おむつ給付のサービスを受けていた場合、手続が必要 期限：すみやかに	・長寿福祉課 2階 22 番窓口 ☎ 839-2346	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、通所受給者証の返還	受給者証等をお持ちの場合、返還手続が必要 期限：すみやかに	障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333	・総合センター
子ども			
<input type="checkbox"/> 子ども医療証、ひとり親家庭等医療証の返納等	医療証の返納、未申請の償還払いがある場合、手続が必要 期限：すみやかに		・総合センター ・支所【取次】 ・出張所【取次】 ・市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当	亡くなられた方が手当の受給者がであった場合、未支払手当請求、受給者変更の手続が必要 期限：児童手当 15日以内 期限：児童扶養手当・特別児童扶養手当 すみやかに	こども家庭課 6階 26 番窓口 ☎ 839-2353	・総合センター
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等への支援制度	ひとり親家庭への支援制度について、専門相談員に相談できます。※詳細は「たかまつひとり親家庭サポートブック」をご覧ください。（HPでも閲覧可能）		—
<input type="checkbox"/> 保育施設等の入所等	・保育所、認定こども園等の入所相談 ・世帯状況が変更になる場合、手続が必要	こども保育教育課 6階 25 番窓口 ☎ 839-2358	—
<input type="checkbox"/> 妊婦のための支援給付	流産・死産で対象になる場合、手続が必要。 期限：すみやかに	市民相談コーナー 1階 ☎ 839-2105	・健康づくり推進課 （保健センター内：高松市桜町） ☎ 839-2363 ・各保健ステーション （総合センター内）
市税（個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税）			
<input type="checkbox"/> 納付方法の確認	課税されていた場合、納付に関する確認が必要 □座振替納付の場合、□座変更等の手続が必要 期限：すみやかに	納税課 2階 17 番窓口 ☎ 839-2222	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 送付先の指定	課税されていた場合、納税通知書の送付先指定が必要 期限：すみやかに	市民税課	—
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車・名義変更	125cc以下のバイクや農耕作業車等の廃車又は名義変更の手続が必要 期限：すみやかに ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税	2階 14 番窓口 ☎ 839-2233	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 土地・家屋の現所有者申告	亡くなられた方が単独の土地・家屋を所有している又は納税義務者となっている場合、新たに納税義務者を指定する現所有者申告が必要 期限：3か月以内	資産税課 2階 19 番窓口 ☎ 839-2244	・総合センター ・支所【取次】 ・出張所【取次】
<input type="checkbox"/> 土地・家屋の共有代表者の変更	亡くなられた方が共有名義の土地・家屋を所有し、死亡した年の12月末までに法務局で相続手続が完了できない場合、手続が必要 期限：すみやかに		—
<input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更	亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合、手続が必要 期限：すみやかに		

項目	内容	受付窓口 (市外局番: 087)	
		本庁舎	出先機関
その他			
<input type="checkbox"/> 市営墓地	墓所使用権の承継 (使用者変更) 手続きが必要 期限: すみやかに	市民やすらぎ課 11階 ☎ 839-2273	・総合センター ・支所【取次】
<input type="checkbox"/> 市営住宅	名義人変更や世帯員の異動、明渡しの手続きが必要 期限: すみやかに	市営住宅管理センター 7階 市営住宅課 7階	☎ 802-3660 ☎ 839-2541
<input type="checkbox"/> 飼い犬	所有者の変更手続きが必要 期限: すみやかに	生活衛生課 (保健所内: 高松市桜町)	・総合センター ☎ 839-2865
<input type="checkbox"/> 家庭ごみ	家庭ごみの相談	環境指導課適正処理対策室 (環境業務センター内: 高松市木太町) ☎ 839-2370	
<input type="checkbox"/> 森林	森林を相続により権利取得した場合、届出が必要 期限: 所有者となった日から90日以内	農林水産課 5階 西 ☎ 839-2422	
<input type="checkbox"/> 農地	農地を相続により権利取得した場合、届出が必要 期限: すみやかに	農業委員会事務局農政課 12階 東 ☎ 839-2662	
<input type="checkbox"/> 被爆者弔慰金	高松市に1年以上居住していた被爆者の葬祭を行った場合、手続きが必要 期限: 被爆者死亡後2年以内	地域共生社会推進課 6階 24番窓口 ☎ 839-2372	
<input type="checkbox"/> パートナースupp(ファミリーupp) 宣誓証明書の返還	証明書の返還手続きが必要。(発行済証明書全ての返還が必要) 期限: すみやかに	人権・男女共同参画推進課 7階 ☎ 839-2292	
<input type="checkbox"/> 浄化槽	亡くなられた方が管理者の場合、変更手続きが必要	下水道業務課 (防災合同庁舎2階) ☎ 839-2720	

【市役所以外での主な手続】 ※詳細は、お問合せ先で確認してください。

項目	内容	お問合せ先 (市外局番: 087)
<input type="checkbox"/> 厚生年金	未支給年金、遺族厚生年金の請求等	・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ・高松西年金事務所 ☎ 822-2840 ・高松東年金事務所 ☎ 861-3866
<input type="checkbox"/> 市議会議員共済会の退職年金及び遺族年金	支給の停止等	・市議会議員共済会 (受付) 高松市議会事務局 ☎ 839-2808
<input type="checkbox"/> 健康保険 (国保、後期高齢以外)	資格確認書の返納等	亡くなられた方の勤務先
<input type="checkbox"/> 運転免許証	返納	・香川県運転免許センター ☎ 881-0645 ・最寄りの警察署
<input type="checkbox"/> パスポート	返納	香川県パスポートセンター ☎ 825-5111
<input type="checkbox"/> 国税	相続税、所得税、消費税申告	高松税務署 ☎ 861-4121 (自動音声)
<input type="checkbox"/> 不動産登記関係	土地、家屋等移転登記	高松法務局 ☎ 821-6191
<input type="checkbox"/> 遺言書、相続放棄	検認、開封等	高松家庭裁判所 ☎ 851-1942
<input type="checkbox"/> 普通自動車	廃車、名義変更 自動車税関係手続	・四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075 ・香川県県税事務所自動車税課 ☎ 806-0314
<input type="checkbox"/> 軽自動車	廃車、名義変更	軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122
<input type="checkbox"/> 二輪車 (126cc~)	廃車、名義変更	四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075
<input type="checkbox"/> 難病患者	特定医療費 (指定難病) 受給者証の返納等	香川県保健福祉総務課 ☎ 832-3272
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳	返納	香川県保健福祉総務課 ☎ 832-3260
<input type="checkbox"/> 県営住宅	名義人変更等	香川県営住宅管理センター ☎ 832-3587
<input type="checkbox"/> 国債 (戦没者弔慰金)	記名変更、償還金受領	償還金支払い場所又は証券保管証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/> NHK受信料	名義変更、解約	☎ 0120-151515 (フリーダイヤル)
<input type="checkbox"/> 預貯金口座等	口座凍結の解除等	各金融機関
<input type="checkbox"/> 生命保険等	死亡保険金、入院給付金等の請求	各契約会社
<input type="checkbox"/> クレジットカード、電気、ガス、インターネット、ケーブルテレビ、携帯電話、固定電話	解約、名義変更、契約承継 (携帯電話、固定電話)	各契約会社
<input type="checkbox"/> 水道 (下水道)	名義変更、中止の手続 (お電話で手続ができます。)	香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター お客さまセンター (市役所西 防災合同庁舎1階) ☎ 839-2731